

市民課からのお知らせ

令和7年6月30日（月曜日）に、岡之原町及び川上町の一部地域が、西伊敷七丁目へ編入されるに伴い、住所が変更されます。

これに伴うマイナンバーカードの必要なお手続きについて、お知らせいたします。

1. マイナンバーカードの住所変更（カードの余白部分が有る方）

カードの追記欄に変更後の新住所を記載しますので、令和7年6月30日以降にお近くの本庁又は各支所の市民課（総務市民課）にカードをご持参ください。

※ マイナンバーカードのICチップの更新も行います。その際、暗証番号（数字4桁）が必要になります。ご不明な方は一緒に暗証番号の再設定も行いますので、運転免許証等の本人確認書類を別途ご準備のうえ、ご来庁ください。

2. 署名用電子証明書について（15歳以上が対象）

e-Taxの確定申告等の電子文書を送信する際に使用します。

今回の住所変更で、署名用電子証明書は失効しませんが、変更前の旧住所情報が表示されるため、各オンライン手続で使用できないことが想定されます。1と併せて手続可能ですが、暗証番号（英数字6～16桁）が必要になります。また、本人が来庁した場合のみ手続可能です。

（代理の場合は照会回答書が必要になりますので、事前にお問い合わせください）



カード追記欄

3. その他

- ① 本人以外の方が手続される場合は、必要書類が変わります。事前にお問合せください
- ② カード交付・電子証明書の更新の関係で窓口が非常に混雑しています。お時間に余裕を持ってお越しください。
- ③ 手続きをスムーズに行うため、このチラシをご持参のうえ、ご来庁ください。

お問い合わせ先			
本庁 市民課窓口第一係	099-803-0482	喜入支所 総務市民課市民係	099-345-3754
吉野支所 総務市民課市民係	099-244-7284	松元支所 総務市民課市民係	099-278-2114
谷山支所 市民課市民係	099-803-1368	郡山支所 総務市民課市民係	099-298-2113
伊敷支所 総務市民課市民係	099-229-2115	桜島支所 桜島総務市民課市民係	099-293-2347
吉田支所 総務市民課市民係	099-294-1212	桜島支所 東桜島総務市民課	099-221-2111